



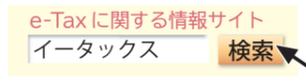
くらし 税務課からのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

公的年金等を受給している人へ
公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。
この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずお願いします。
確定申告が不要な人でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは税

固定資産（償却資産）を所有している場合は申告を
毎年1月1日現在で所有している固定資産は、2月2日（月）までに資産の所在地の市町村に申告しなければなりません。
固定資産（償却資産）を所有している場合は必ず申告をしてください。
※償却資産とは、土地および家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の規定により経費に算入されるものです。
※例：太陽光発電設備、駐車場の舗装、看板、工作機械、大型特殊自動車、事務机、椅子など

▼問い合わせ
観音寺税務署 ☎25・2191
http://www.nta.go.jpの「確定申告書等作成コーナー」
※操作に関する問い合わせは、作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901
※利用に関しては、電子証明書の取得、カードリーダーライターの購入など、事前準備が必要です。



務課までお問い合わせください。
所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください
所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成でき、そのデータをe-Taxで送信できます。
e-Taxを利用することで、次のメリットがあります。
・自宅から申告できます
・医療費の領収書や源泉徴収票等の内容を入力して送信することにより、添付書類の提出などが省略できます
・還付申告は早く処理されます
・申告期間中は、24時間いつでも利用できます
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jpの「確定申告書等作成コーナー」

▼問い合わせ
観音寺税務署 ☎25・2191
http://www.koubai.nta.go.jp/taxanswer
タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくある質問に対する回答を、税金の種類ごと、またはキーワードで検索することができます。確定申告書作成の参考として、パソコンや携帯電話からご利用ください。

公売をご存知ですか？
公売とは、国税局または税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札または競り売りによって売却することです。土地・建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、さまざまな種類の財産を公売しており、原則としてどなたでも参加できます。
公売は、全国の国税局や税務署の公売会場で行うほか、インターネット公売や郵送で入札を受け付ける期間入札を行う場合もあります。
公売財産や公売予定日など、詳細については、国税庁ホームページ【公売情報】http://www.koubai.nta.go.jpでご確認ください。
▼問い合わせ
観音寺税務署 ☎25・2191

国税に関する相談はタックスアンサーで



くらし 原付・小型特殊自動車にナンバープレートは付いていますか

▶問い合わせ ① 税務課 ☎73-3006
② 軽自動車検査協会 香川主管事務所 ☎050-3816-3122
四国運輸局 香川運輸支局 ☎050-5540-2075

軽自動車税は、条例により、「毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人」に課せられる税金です。使用の有無にかかわらず、所有しているという事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。
① 原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人
ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねています。公道を走行していても、車両への附着義務があり、標識の返納（廃車）については、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられます。「乗らない」「使わない」などの理由で、廃車の手続きはできません。ナンバープレートが付いていない原付・小型特殊車などをお持ちの人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きをしてください。標識のないまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。
※交付手続きは、市ホームページをご覧ください。
② 軽四輪・軽二輪および小型二輪を所有する人
一時使用中止の制度があり、要件を満たせばナンバープレートを返納することができます。その場合、軽自動車税は課税されません。



くらし 平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

税制改正に伴い、平成27年度から次のとおり軽自動車税が引き上げられます。

※軽自動車税には月割課税の制度はありません。

区分	現行税率(円/年)	平成27年度以後新税率(円/年)	摘要		
原動機付自転車	50cc以下	1,000	平成27年度分から新税率を適用		
	50cc超90cc以下	1,200			
	90cc超125cc以下	1,600			
	三輪以上・20cc超	2,500			
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	平成27年度分から新税率を適用		
	その他(フォークリフト等)	4,700			
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400	3,600		
二輪の小型自動車	250cc超	4,000	6,000		
区分	最初の新規検査から13年経過するまでの車両 平成27年3月31日現在 所有している車両を継続 所有(現行税率円/年) ※注①	平成27年4月以後に 取得する新車 (新税率円/年) ※注②	最初の新規検査から 13年経過後の車両 (重課税率円/年) ※注③	摘要	
軽自動車	三輪	3,100	3,900	4,600	※注① 最初の新規検査から13年を経過するまでは現行の税率を適用。 ※注② 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける軽四輪車などから新税率を適用。 ※注③ 最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車などに、平成28年度分から重課税率を適用。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンを燃料とする電力併用軽自動車ならびに被けん引自動車を除く)
	四輪乗用・自家用	7,200	10,800	12,900	
	四輪乗用・営業用	5,500	6,900	8,200	
	四輪貨物用・自家用	4,000	5,000	6,000	
	四輪貨物用・営業用	3,000	3,800	4,500	

※新車とは、平成27年4月以後に最初の新規検査を受けた車両です。